

下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例の素案の修正案

修正 1

修正前

1 目的

条例は、住民自治によるまちづくりについて、基本理念を定め、市及び市民等の役割を明らかにするとともに、まちづくり協議会の設立等及び市の支援に関し必要な事項を定めることにより、人と人とのつながりを大切にし、地域の力が発揮できるまちづくりを推進することを目的とする。



修正後

1 目的

条例は、住民自治によるまちづくりについて、基本理念を定め、市民等及び市の役割を明らかにするとともに、まちづくり協議会の設立等及び市の支援に関し必要な事項を定めることにより、人と人とのつながりを大切にし、地域の力が発揮できるまちづくりを推進することを目的とする。

修正 2

(第 4 項を第 5 項とし、第 5 項を第 4 項とする。)

4 市の役割5 市の役割

市は、目的を達成するために、市民等の自主性と主体性を尊重しつつ、住民自治によるまちづくりの推進に関し必要な体制を整備するものとする。

5 市民等の役割4 市民等の役割

市民等は、人と人とのつながりを大切にし、協議会が行う活動への参加に努めるものとする。